

＜傍聴される方へ＞

本日は、横浜市会へお越しいただきありがとうございます。

傍聴にあたっては、係員の指示に従い、下記の注意事項をお守りください。

なお、注意事項をお守りいただけなかった場合、退場若しくは再入場ができない場合もございます。円滑な議会運営のため、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

注 意 事 項

- 傍聴席へ入場する際は、係員に傍聴券（証）をお示しください。
- 傍聴券（証）は、傍聴される間携帯（着用）し、お帰りの際は係員にお返しください。
- 休憩時間には傍聴席を閉鎖しますので、傍聴席から御退席ください。
- 傍聴席以外の場所に入ることはできません。
- 大きな手荷物等はロッカーに、傘は傘立てにお預けください。
- 危険物を携帯していると思われる方、異様な服装をし、又は酒気を帯びている方、傘、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、楽器等を持っている方、その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる方は傍聴席に入ることはできません。
- 帽子、マフラー、コートの類を着用されている方は、傍聴席に入場される際にはお脱ぎいただきますようお願いいたします。
- はち巻、腕章の類をするなど示威的行為をしないでください。
- 携帯電話類・スマートフォン及びパソコンなどの情報通信機器は電源をお切りください。
- 私語、喫煙又は飲食（ガム、アメなどを含みます）をしないでください。
- 議場内（委員会室内）では、休憩中についても静粛にし、議場（委員会室）の言論に対し発言し、拍手などの行為をしないでください。
- 傍聴席では写真・動画撮影又は録音はできません。
- 傍聴の権利は他の方にゆずることはできません。

根拠規定

<地方自治法（抜粋）>

- 第 130 条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、普通地方公共団体の議会の議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させ、必要がある場合においては、これを当該警察官に引き渡すことができる。
- 2 傍聴席が騒がしいときは、議長は、すべての傍聴人を退場させることができる。
- 3 前二項に定めるものを除くほか、議長は、会議の傍聴に関し必要な規則を設けなければならない。

<横浜市会傍聴規則（抜粋）>

- 第 11 条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び一般傍聴席に入ることができない。
- 第 12 条 傍聴人が、会議の開会前、休憩中又は閉会後にこの規則に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。
- 2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規則に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席に入ることができない。

<横浜市会委員会条例（抜粋）>

- 第 13 条 委員会は、これを傍聴することができる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。
- 3 前 2 項に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

<横浜市会委員会傍聴規程（抜粋）>

- 第 12 条 傍聴人がこの規程に違反するときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、条例第 13 条第 2 項の規定に基づき、退場を命ずることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、速やかに退場し、当日再び傍聴席（他の委員会を行う室の傍聴席を含む。）に入ることができない。
- 第 13 条 傍聴人が、委員会の開会前、休憩中又は閉会後にこの規程に違反するときは、係員は、これを制止するものとする。
- 2 前項の規定による制止をしたにもかかわらず、傍聴人が、その制止後もこの規程に違反するときは、当該傍聴人は、当日再び傍聴席（他の委員会を行う室の傍聴席を含む。）に入ることができない。